K０４３－３　骨髄炎手術（骨結核手術を含む。）
1　肩甲骨、上腕、大腿　11,150点
2　前腕、下腿　6,700点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,590点
K０４４　骨折非観血的整復術
1　肩甲骨、上腕、大腿　1,600点
2　前腕、下腿　1,780点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　1,440点
K０４５　骨折経皮的鋼線刺入固定術
1　肩甲骨、上腕、大腿　7,060点
2　前腕、下腿　4,100点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　1,660点
K０４６　骨折観血的手術
1　肩甲骨、上腕、大腿　18,810点
2　前腕、下腿、手舟状骨　14,810点
3　鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他　9,480点
K０４６－２　観血的整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）
1　肩甲骨、上腕、大腿　21,710点
2　前腕、下腿　17,090点
3　手、足、指（手、足）　10,940点
K０４７　難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）　12,500点
K０４７－２　難治性骨折超音波治療法（一連につき）　12,500点
K０４７－３　超音波骨折治療法（一連につき）　4,620点
注　骨折観血的手術が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。
K０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術
1　頭蓋、顔面（複数切開を要するもの）　12,100点
2　その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿　7,870点
3　前腕、下腿　5,200点
4　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　3,620点
K０４９　骨部分切除術
1　肩甲骨、上腕、大腿　5,900点
2　前腕、下腿　4,410点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　3,280点
K０５０　腐骨摘出術
1　肩甲骨、上腕、大腿　14,960点
2　前腕、下腿　10,430点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　3,420点
K０５１　骨全摘術
1　肩甲骨、上腕、大腿　27,890点
2　前腕、下腿　13,050点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　5,160点
K０５１－２　中手骨又は中足骨摘除術（２本以上）　5,160点
注　２本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。

K０５２　骨腫瘍切除術
1　肩甲骨、上腕、大腿　17,410点
2　前腕、下腿　9,370点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　4,340点
K０５２－２　多発性軟骨性外骨腫摘出術
1　肩甲骨、上腕、大腿　17,410点
2　前腕、下腿　9,370点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　4,340点
K０５２－３　多発性骨腫摘出術
1　肩甲骨、上腕、大腿　17,410点
2　前腕、下腿　9,370点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　4,340点
K０５３　骨悪性腫瘍手術
1　肩甲骨、上腕、大腿　32,550点
2　前腕、下腿　26,260点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足その他　18,810点
K０５４　骨切り術
1　肩甲骨、上腕、大腿　28,210点
2　前腕、下腿　20,620点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　7,930点
注　先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。
K０５５　削除
K０５５－２　大腿骨頭回転骨切り術　44,070点
K０５５－３　大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術　37,570点
K０５６　偽関節手術
1　肩甲骨、上腕、大腿　28,210点
2　前腕、下腿、手舟状骨　26,030点
3　鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他　14,500点
K０５６－２　難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）　48,820点
K０５７　変形治癒骨折矯正手術
1　肩甲骨、上腕、大腿　31,270点
2　前腕、下腿　27,550点
3　鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他　15,770点
注　上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。
K０５８　骨長調整手術
1　骨端軟骨発育抑制術　16,340点
2　骨短縮術　14,960点
3　骨延長術（指（手、足））　16,390点
4　骨延長術（指（手、足）以外）　26,700点